

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：久野原の棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

久野原の棚田

範囲については、別添1のとおり

2 指定棚田地域振興活動の目標

当地域の活動は、「棚田地域の振興に関する基本的な方針」に即し、「和歌山県棚田・段々畑地域振興計画」を勘案し、農産物の生産のみにとどまらず、文化的景観の保護、観光・都市農村交流による交流人口の増加など、棚田を核とした地域振興を図るために実施する。また、個別の活動目標を以下のとおり定める。

（1）棚田の保全

・棚田の保全

-令和6年度末まで久野原の棚田における耕作放棄率8.1%の現状を維持する。

・担い手の確保

-令和6年度末までに久野原の棚田の保全に取り組む人数の現状(90人)を維持する。その上で、地区内の活用できそうな空き家全戸を対象として、所有者の意向（賃貸・売買）や条件、改修必要規模等を調査し、また農地・農業用機械・ハウス等の施設の貸し借り・転売、農業経営等の継承等の意向についても調査し、移住可能な物件を把握の上、情報発信することで地区外からの受け入れ体制を整える。

-入作農家に対する理解を地域全体で深めることで、新たな担い手の受け入れ体制・気運を高めるとともに耕作放棄地の発生防止、水利施設等の保全管理、新たな農産物の産地形成につなげていく。

・高収益農業の実践

-特産品であるしみず米・ぶどう山椒については主たる出荷先である農協等とも連携しブランド化や水田からの転作による生産量の増加による需要に対する安定供給を行うことで付加価値を高めると共に、有田川町の推奨作物であるトウガラシなどの野菜の栽培についても生産増に取り組み、安定的な販売単価の維持を図る。

-町内に工場を有する七味唐辛子の生産メーカーとも連携、ぶどう山椒、トウガラシ以外の原材料供給が可能となるよう新たな農産物の生産に取り組んでいく。

-ため池の改修や農道整備、農業用水路長寿命化などの基盤整備を推進することにより高収益農業に取り組む。

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の維持
 - 地域の特性を活かした棚田米・野菜の生産については現状の棚田 30.9ha を維持する。
- ・自然環境の保全・活用
 - 棚田を囲んだ獣害柵（L=6.9km）について、年1回点検を行い、管理・補修に努めるとともに、被害が発生した場合は速やかに発生原因の特定と補修・強化に取り組み、鳥獣被害面積の減少（現状被害面積 1.5ha →0.8ha）を図る。
 - 町内最大の生息地となっているゲンジボタルの保護活動に努め、飛翔数(日最大約 300 匹)を維持する。
 - 地域の子どもたちの環境学習や農業体験に活かすとともに、地域住民の棚田の多様性への意識の向上につなげる。
- ・良好な景観の形成
 - 中山間地域等直接支払制度を活用することで、営農の継続を図り、棚田と農村集落の調和された農村の原風景の保持に努める。
 - 耕作放棄地等の草刈りを行い、良好な景観の保全に努めるとともに、生産者が多く当地の強みとなっているグランドカバーの生産技術や経験を活かした草刈りの省力化や景観保全への活用検討を進める。
- ・伝統文化の継承
 - 地域の農村文化の代表である県指定無形民俗文化財「久野原の御田舞」の伝統文化の保存と継承に努め、現在は一般公開を休止しているが、今後、再度一般公開可能となるよう地域の結束を高め、都市住民や地元高校生、学生ボランティアなどから人材を育成し、伝統技術の伝承を確実に図っていく。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - 美しい四季の田園風景やホテルなどの地域の資源・魅力を SNS を活用し情報発信・拡散することにより関係人口の拡大(シーズン期間中の来訪者 30 人 → 50 人)を図る。
 - 田舎暮らしの魅力を発信するとともに、空き家の利活用の促進を通じ、住居先を確保し、移住・定住者が安心して生活できる環境を提供し、棚田の保全等を図る新たな担い手の確保を推進する。
 - ゲンジボタルをキーワードに SNS 等による情報発信により年齢階層、職種を越えた都市農村交流を推進し関係人口を増やす。
- ・棚田を観光資源とした地域振興
 - 棚田の良好な景観を活かし、ドライブ中の来訪者が一旦停まって休憩や買い物ができる農産物販売所の設置を検討、地域のコミュニケーション形成や、農産物の魅力発信の場として活用していく。

3 計画期間

認定の月～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田の保全

・棚田の保全

-中山間地域等直接支払制度に加え、多面的機能支払の制度等も活用することで、集落ぐるみの保全活動により目標年まで地区内の棚田における耕作放棄率8.1%の現状を維持する。

-草刈り等の棚田保全活動や田植え・稲刈りなどの農業体験的援農活動をSNS等を活用して情報発信し、保全活動への新規参加者の確保を行う。

・担い手の確保

-地区内の活用できそうな空き家全戸を対象として、所有者の意向（賃貸・売買）や条件、改修必要規模等を調査し、また農地・農業用機械・ハウス等の施設の貸し借り・転売、農業経営等の継承等の意向についても調査し、移住可能な物件を把握の上、情報発信することで地区外からの受け入れ体制を整える。

-移住を考えている者や、わかやま暮らしに興味を持っている者を対象として実施される、オーダーメイド型の現地案内の受け入れに取り組む。

-棚田地域にあって、一区画10a程度の農地が多いことから地区外からの入作農家が増加傾向にある。地主や周辺農家との関係は良好であるが、地域のルールを知らない農家や、農家間の関係性の希薄化によるトラブルの発生が懸念されている。地域全体で外部人材の受け入れに対する理解を深めることで、新たな担い手の確保、定着、耕作放棄地の発生防止、水利施設等の保全管理、新たな農産物の産地形成につなげていく。

・高収益農業の実践

-しみず米・ぶどう山椒については主たる出荷先である農協とも連携し、取組を進めている「農業遺産認定」や、高齢化による営農停止農地への山椒の導入促進や水田からの転作により生産量の増加に取り組む。農協が取り組む労働力確保対策を活用して、収穫時の労働力を確保し、生産量の維持を図る。また、市場からの需要に対して安定供給を行うことで他産地に対する競争力を高め、付加価値を高めることで、安定的な販売高単価の維持を図る。

-推奨作物であるトウガラシなどの野菜の栽培についても水田からの転作や耕作放棄地の活用による生産量の増加に取り組み、棚田保全活動、生物多様性(ゲンジボタル)などのストーリー性を持たせた特産品のブランド化や直売所での販売及びSNSを活用した情報発信により、販売単価の維持を図る。

-町内に工場を有する七味唐辛子の生産メーカー(全笑)とも連携、ゴマ、アサノミ、ショウガなど、ぶどう山椒・トウガラシ以外の原材料供給が可能となるよう新たな産地形成に取り組んでいく。具体的には、水稻から園芸作物に転換する際に直面する技術面での課題の解決に向け、排水対策、JAの指導による栽培技術等の確立や機械・施設のリース方式による導入等の取組について、検討していく。

-内芝池の改修やつづら集落内の農道整備など基盤整備を推進することにより大

型機械の導入や施設栽培にも取り組み高収益農業を実現する。

-多面的機能支払等を活用し農業用水路の定期点検補修による施設の長寿命化により安定したかんがい用水を確保し農作物の安定生産につなげる。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物の供給の維持

-地域の特性を活かして生産されるしみず米・野菜について、地域の歴史（農業遺産システム構成要素）や棚田保全活動の紹介による販路の拡大や高付加価値化により生産量を維持する。

・自然環境の保全・活用

-地区を取り囲んだ鳥獣害柵の管理・補修に努めるとともに、被害が発生した場合には、害獣の侵入経路の確認、防護柵の弱点を速やかに改善し、地域の獣害に対する耐性を高めるなどの、鳥獣害対策を引き続き推進していく。

-町内最大の生息地となっているゲンジボタルの保護活動により飛翔数は毎年安定しているため活動を継続していく。また、地域の子供達が、ホタルの観察・保護・飼育活動や農作業の体験を行っており、自然や農村の大切さを学ぶとともに、ホタルの保全活動が地区住民にも知れ渡るようになり、多数の人が訪れるようになってきているため、ホタルをキーワードに年齢階層、職種を越えた交流を推進していく。

・良好な景観の形成

-棚田と農村集落の調和のとれた農村の原風景の保持に努め、地域住民や来訪者に対して良好な景観を提供する。

-多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度を活用した地域ぐるみの共同活動やわかやま縁農によるボランティアを活用し、耕作放棄地等の草刈りを行い、良好な景観の保全に努める。

-花木生産者が多い当地の強み活かし「センチピードグラス」などのグランドカバーの植栽による、草刈りの省力化や景観保全の活用を検討し、導入を進めていく。

・伝統文化の継承

-伝統芸能は、人々に感動や心のやすらぎをもたらすだけでなく、地域の一体感を高め、地域らしさを発信するなど、地域を元気にする力を秘めている。このような伝統芸能のもつ力により、地域の活性化を促進していく。具体的には当地の農村文化の代表である「久野原の御田舞」の保存と継承のため、現在は一般公開を休止しているが、今後、再度一般公開可能となるよう地域の結束を高め、有田川町等関係機関のホームページを活用して開催告知やSNSを活用した「舞の画像」の情報発信により、都市住民や地元高校生、学生ボランティアの参加を促すとともに、希望者に対し、舞の指導や舞への参加をさせることで後継者を育成し、地域らしさを表現できる伝統技術の伝承を確実に図っていく。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

・都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

-美しい四季の田園風景やホタルなどSNS等を活用した地域の魅力発信と、田舎暮らしの魅力発信により関係人口の拡大を図る。

-ホタルの飛翔に証明される健全な自然環境が水路管理をはじめとする棚田保全活動により守られていることをSNS等を活用して情報発信をすることで環境意識の高い都市住民との交流につなげる。

・棚田を観光資源とした地域振興

-棚田の良好な景観が臨める場所へ産品直売所を設置することで、来訪者が足を止め買い物をする経済的活動の場、地元の生産者と消費者をつなぐコミュニケーションの場、朝取り等による新鮮で季節感やローカル感あふれる旬の農産物の魅力発信の場、そして、郷土の伝統食文化を味わい、継承することが地域の誇りとして意識形成される場としての活用することが可能であるため、地域振興のために、設置に向けて場所の選定、規模、運営方法を検討していく。

-棚田カードの作成配付を通じて観光客を誘客する。

-有田川の取水口、山腹水路、ため池、棚田とつながるかんがい施設沿いを散策路として整備し来訪者の増加を図る。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の久野原の棚田地域振興協議会の参加者である。また、賛同される新規参加者及び団体・組織は、いつでも同協議会に参画することができる。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

久野原の棚田地域振興協議会は、有田川町、地元自治会(区)、農業者団体、農業者、地域住民、及び和歌山県取組みに賛同する個人や団体・組織で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項